

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和4年9月22日

栃木市農業委員会事務局

# 栃木市農業委員会総会

開催日時 令和4年9月22日（木） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

## 出席委員

1 大島 公一	2 若色 昭松	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 毛塚 信道	10 狐塚 正直	11 若林 英一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 高際 英明			

欠席委員 なし

## 農業委員会事務局職員

事務局長	櫻井 茂	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	大出 隆洋	主 任	越沼 史晴
主 事	田中 翔汰		

## 会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	現況確認願の報告について

## 開会の宣言

事務局長 それでは、ただ今から、令和4年9月栃木市農業委員会総会を開会いたします。大島会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長 ありがとうございました。

ただ今の出席委員は、21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、総会規則第5条により、議事の進行は大島会長にお願いします。

## 議事録署名

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、議事録署名委員は、8番平本勲委員、9番毛塚信道委員にお願いいたします。

## 会議書記指名

議長 日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

議事  
議長 それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主事 議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が6件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、惣社町を中心に野菜を作付しております。申請地は、以前から譲受人が管理しており、このたび贈与により取得することとなりました。許可後は野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください

さい。

(写真説明)

2番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、栃木市及び小山市において米、麦、野菜を作付しております。申請地は、市外の方が所有しており管理に困っていたところ、周辺を耕作している譲受人が贈与により取得することとなりました。許可後は麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、都賀町大橋を中心に米、麦、野菜を作付している認定農業者です。申請地は、以前から譲受人が利用権で耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き米、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町富田を中心に野菜等を作付しております。申請地の地中に譲受人宅の排水管が埋設されていることから、農地取得のため申請に至りました。許可後はブルーベリーを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町蔵井を中心に米を作付しております。申請地は、以前から譲受人が利用権で耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、藤岡町大前を中心に米、野菜を作付しております。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上6件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しな

いため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願  
いいたします。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果  
をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
（毛塚委員） 　　今回の北部調査委員長の9番毛塚です。  
　　今回は、私と10番狐塚委員、14番泉田委員の3名と事務局2名  
で、21日水曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報  
告いたします。

　　今回北部の申請は、所有権移転の申請が3件ありました。  
　　書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現  
地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許  
可することが妥当であると考えます。  
　　以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願  
いします。

議長 　　ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長  
（佐山委員） 　　今回の南部調査委員長の20番佐山です。  
　　今回は、私と17番荒川委員、18番石塚委員の3名と事務局2名  
で、20日火曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報  
告いたします。

　　今回南部は、所有権移転の申請が3件ありました。  
　　書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現  
地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許  
可することが妥当であると考えます。

　　以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願  
いします。

議長 　　ありがとうございました。  
　　これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
（質疑なし）

議長 　　発言がないようですので、採決いたします。  
　　議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ござ  
いませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任 議案書の4ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、農業用倉庫、農作業舎の転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、父親が亡くなり、農家を継ぐために農家住宅を建築し、県外から家族で戻ってきましたが、現在ある農業用施設が農地に建っていたため、是正の申請に至りました。

農地区分は、農振農用地ですが、令和4年8月付で農業用施設に用途区分変更されており、農振法で指定された用途への転用であることから、例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請については、他法令の許認可の見込み、事業の確実性等も問題がありません。また、周辺の耕作に支障はないと考えられます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。

北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(毛塚委員)

今回北部は、農業用倉庫、農作業舎の1件の4条申請がありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願います。

議長 ありがとうございます。ここで、地元委員の意見を伺います。19番大塚委員をお願いします。

大塚委員 19番大塚です。  
申請人は、父親が亡くなり農地を相続し、今年から稲作を始めました。この機会に自宅周辺の地目を整理したいとのことでした。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任 議案書の6ページをご覧ください。  
今回は、9件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。  
  
1番については、太陽光発電設備の転用です。地図は2ページです。  
事業計画者は、太陽光発電事業を行う電気事業者で、電力の発電事業及び小売事業を行っております。今回の計画はFIT法による固定買取ではなく、自ら発電設備を保有し、自ら小売事業者として行います。  
農地の区分は、農地の広がりか10ha未満の第2種農地でありませんが、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。  
取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

2番については、一般住宅の転用です。地図は3ページです。  
事業計画者は、夫婦で市内のアパートで暮らしております。現在の住居では手狭であるため、実家近隣の、父が所有する申請地に、自己用住宅の建築を計画しました。  
農地の区分は、農地の広がりか10ha以上の第1種農地でありませんが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、駐車場の転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、約400年前に開闢し、檀信徒数226軒の寺院です。年間を通して行事があり、特に彼岸やお盆の時など、現在の駐車場だけでは支障をきたしているため、新たに駐車場の整備を計画しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地でありませんが、土地の代替性が無いため、例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅の転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市外のアパートに家族3名で生活しておりますが、現在の住居では手狭であるため、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、一般住宅の転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市内のアパートに家族4名で生活しておりますが、子供の成長に伴い、住居が手狭になるため、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、集落に接続しているため、許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、農作業舎の転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、小麦、大豆、ナスなどを作付けする農業者です。規模拡大に伴い、農作業スペースが不足しているため、申請に至りました。なお、すでに農作業舎が2棟建築されており、是正も含めた申請になります。このことについては、申請者の始末書が添付されており

ます。

農地区分は、農振農用地ですが、令和4年8月付で農業用施設に用途区分変更されており、農振法で指定された用途への転用であることから、例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、駐車場の転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、金属熱処理加工業を営む法人であり、群馬県伊勢崎市を本社とし、栃木工場、足利工場、茨城工場にて事業を行っております。この度、足利工場の敷地を返却し、栃木工場に生産加工を集約することとなったため、社員用の駐車スペース等を確保する必要があります。栃木工場の付近を検討したところ、今回の申請地が適地と判断しました。

農地区分は、令和4年8月付で農用地区域からの除外がされており、農地区分は、住宅及び事業用施設等が連たんしている区域内であるため、第3種農地となり、原則許可となります。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、一般住宅の転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、野木町のアパートに家族4人で居住しておりますが、現在の住まいでは手狭なため、自己用住宅の建築を計画しました。

子育ての支援を受けるため、実家付近を選定した結果、今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は井戸水、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番は、駐車場への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、オートバイや自動車の販売、修理を主な業とする法人です。既存の駐車場は店舗敷地内にありますが、手狭なため、車両の一部や来店者は路上に駐車している状況です。これらの問題を解消するため、今回の申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がり方が10ha以上の第1種農地でありませんが、集落に接続し、土地の代替性がないため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上9件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(毛塚委員) 　　今回北部は、太陽光発電設備が1件、一般住宅が3件、駐車場が2件、農作業舎が1件の合計7件の5条申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 　　ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長  
(佐山委員) 　　今回南部は、一般住宅1件、駐車場1件の合計2件の申請がありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 　　ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、4番正田委員をお願いします。

正田委員 　　4番正田です。

1番の案件についてですが、所有者が体調を崩し農業を続けられないそうです。太陽光発電設備に隣接しており、妥当であると思われるため、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長	番号2番について、7番柴委員お願いします。
柴委員	7番柴です。 2番の案件ですが、譲渡人と譲受人の一人は親子関係にあります。この土地の近くに勤務先もあり、実家にも近いのでよろしいかと思われます。よろしくお願いいたします。
議 長	番号3番について、16番川田委員お願いします。
川田委員	16番川田です。 3番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりであります。特に問題はないかと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	番号4番、5番について、2番若色職代お願いします。
若色職代	2番若色です。 4番、5番とも事務局及び調査委員長の説明のとおりでよろしいと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	番号6番について、19番大塚委員お願いします。
大塚委員	19番大塚です。 事務局及び調査委員長の説明とおり、農作業をするのに手狭になり建築したということで申請がなされたものと思います。
議 長	番号7番について、15番川嶋委員お願いします。
川嶋委員	15番川嶋です。 7番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。先日現地確認してまいりましたが、特に問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	番号8番について、18番石塚委員お願いします。
石塚委員	18番石塚です。 事務局及び調査委員長の説明のとおりでなんら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

- 議長 番号9番について、21番高際委員お願いします。
- 高際委員 21番高際です。  
事業計画者は、自動車販売の会社です。近くに駐車場がないということ  
で特に問題はないと思います。よろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませ  
んか。  
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定  
いたしました。  
次に、議案第4号「非農地証明願について」を、議題とします。  
事務局より議案の説明をお願いします。
- 大出主査 議案書の9ページをご覧ください。  
今回は3件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のと  
おりです。  
  
1番の案件については、地図は10ページです。  
申請地は1筆で、航空写真等より、昭和50年以前から農業用倉庫、  
裏山への進入路として利用されてきたことが確認できております。ス  
クリーンをご覧ください。  
(写真説明)  
  
2番の案件については、地図は11ページから13ページです。  
申請地は5筆で、航空写真等より、平成10年以前から宅地として  
利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)  
  
3番の案件については、地図は14ページです。  
申請地は5筆で、航空写真等より、平成6年以前から内4筆が資材  
置場、内1筆が山林化していることが確認できております。

なお、平成31年4月に農振除外がされております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上3件について、いずれの案件も、非農地証明をすることはやむを得ないと思われま

す。ご審議よろしくお願

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いしま

北部調査委員長  
(毛塚委員)

今回北部は、2件の申請がありました。

1件は20年以上農業用倉庫、裏山への進入路として利用されてきたこと、1件は20年以上宅地として利用されてきたこと、を理由としてお

りま

す。書類審査及び現地調査を行いました

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願

南部調査委員長  
(佐山委員)

今回南部は、1件の申請がありました。

1件の内、20年以上資材置場として利用されてきた土地が4筆、山林化している土地が1筆になりま

す。書類審査及び現地調査を行いました

す。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願

議長

ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺いま

す。番号1番について、7番柴委員お願

柴委員

7番柴です。

事務局及び調査委員長の説明のとおりであります。この建物は昔、牛を飼っていた名残であります。特に問題ないと思

- 議 長 番号2番について、2番若色職代お願いします。
- 若色職代 2番若色です。  
この案件は、借主のほうで勝手に家を建て、長い年月が経過したもので仕方ないと思います。よろしくお願いいたします。
- 議 長 番号3番について、13番大谷委員お願いします。
- 大谷委員 13番大谷です。  
この場所は、以前から資材置場として使われておりました。事務局及び調査委員長の説明のとおりであります。問題はないと思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。  
次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(利用権の設定)について」を議題とします。新規22件、再設定8件、合計30件の設定であり、事務局の説明は省略します。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(所有権の移転)について」を議題とします。県農業振興

公社の関する2件であります。事務局の説明は省略します。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定  
いたしました。  
次に、日程第4報告事項に入ります。  
報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届  
出書専決処理の報告について」から、報告第5号「現況確認願の報告  
について」までを、一括報告とします。事務局の説明は省略します。  
報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。  
(発言なし)

議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしまし  
た。その他、皆さんから何かございますか。  
(発言なし)

議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和4年9月栃木市  
農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時4分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和4年 月 日

農業委員会長 \_\_\_\_\_ (大 島)

署名委員 \_\_\_\_\_ (平 本)

署名委員 \_\_\_\_\_ (毛 塚)